	β　β_1、β_2又はβ_3のいずれか大きい率（ただし、平成26年度から平成28年度の各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.50以上となる場合は1.000とする。） β_1　次の算式Ⅷによって算定した数小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 $\beta_1 = 1 + \{ (0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) - 1 \} \div 2$ β_2　過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域とみなされる市町村、同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村、沖縄県内の市町村、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあっては1.200とし、それ以外の市町村にあっては1.000とする。 β_3　過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあっては1.100とし、それ以外の市町村にあっては1.000とする。
［8～11　略］	（「地域経済・雇用対策費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十五**　［略］ ［2～4　略］ 5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した率を用いて行うものとする。
地方団体の種類	算式及び算式の符号

［8～11　略］	（「地域経済・雇用対策費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十五**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した率を用いて行うものとする。
地方団体の種類	算式及び算式の符号